別紙様式２

重要事項説明書

記入年月日	2026 年７月１日
記入者	大築　潤司
所属・職名	ニチイケアセンター山形桧町 センター長

※　サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について（平成 23 年 10 月７日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡)」の別紙４の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の１から３まで及び６の内容については、別紙４の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

１．設置者概要

種類	個人/法人	
	※法人の場合、その種類	営利法人
名称	（ふりがな）	かぶしきがいしゃにちいがっかん 株式会社ニチイ学館
主たる事務所の所在地	〒101－0062 東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地	
連絡先	電話番号	０３－５８３４－５１００
	ＦＡＸ番号	０３－３２５３－３１２５
	ホームページアドレス	http://www.nichiigakkan.co.jp
代表者	氏名	中川　創太
	職名	代表取締役
設立年月日	昭和４８年８月２日	
主な実施事業	※別添１（別に実施する介護サービス一覧表）	

２．有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名称	（ふりがな）にちいけあせんたーやまがたひのきちょう ニチイケアセンター山形桧町	
所在地	〒990-0813 山形県山形市桧町四丁目３番４５号	
主な利用交通手段	最寄駅	JR 山形北駅
	交通手段と	山交バス「桧町四丁目」下車　徒歩５分

	所要時間	
連絡先	電話番号	023-681-3761
	ＦＡＸ番号	023-681-3762
	ホームページアドレス	http://www.nichiigakkan.co.jp
管理者	氏名	大築　潤司
	職名	センター長（管理者）
建物の竣工日		平成　18 年　7 月 27　日
有料老人ホーム事業の開始日		平成　21 年　10 月　1 日

（類型）【表示事項】

[1]　介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合） 2　介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合） 3　住宅型 4　健康型		
１又は２に該当する場合	介護保険事業者番号	0670102979
	指定した自治体名	山形市
	事業所の指定日	平成　21 年　10 月　1 日
	指定の更新日（直近）	令和　3 年　8 月　12 日

３．建物概要

土地	敷地面積		1737.28 ㎡
	所有関係	1　事業者が自ら所有する土地	
		[2]　事業者が賃借する土地　（ [普通賃借] ・ 定期賃借 ）	
		抵当権の有無	1　あり　[2]　なし
		契約期間	[1]　あり （2006 年 8 月 1 日～2036 年 7 月 31 日） 2　なし
		契約の自動更新	[1]　あり　2　なし
建物	延床面積	全体	1917.63 ㎡
		うち、老人ホーム部分	1917.63 ㎡
	耐火構造	[1]　耐火建築物 2　準耐火建築物 3　その他（　　）	
	構造	1　鉄筋コンクリート造 [2]　鉄骨造 3　木造 4　その他（　　）	
	所有関係	1　事業者が自ら所有する建物	

		2　事業者が賃借する建物　（ 普通賃借 ・ 定期賃借 ）				
		抵当権の設定	1　あり　2　なし			
		契約期間	1　あり （2006年8月1日～2036年7月31日） 2　なし			
		契約の自動更新	1　あり　2　なし			
居室の状況	居室区分【表示事項】	1　全室個室　（縁故者居室を含む）				
		2　相部屋あり				
		最少	人部屋			
		最大	人部屋			
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ1	有/無	有/無	18.60㎡	33	介護居室個室
	タイプ2	有/無	有/無	19.10㎡	6	介護居室個室
	タイプ3	有/無	有/無	18.60㎡	3	介護居室個数
	タイプ4	有/無	有/無	18.20㎡	2	介護居室個数
	タイプ5	有/無	有/無	18.00㎡	6	介護居室個数
※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。						
共用施設	共用便所における便房	3ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	ヶ所		
			うち車椅子等の対応が可能な便房	3ヶ所		
	共用浴室	6ヶ所	個室	6ヶ所		
			大浴場	ヶ所		
	共用浴室における介護浴槽	1ヶ所	チェアー浴	ヶ所		
			リフト浴	ヶ所		
			ストレッチャー浴	1ヶ所		
			その他（　　）	ヶ所		
	食堂	1　あり　2　なし				
	入居者や家族が利用できる調理施設	1　あり　2　なし				
	エレベーター	1　あり（車椅子対応） 2　あり（ストレッチャー対応） 3　あり（上記1・2に該当しない） 4　なし				
消防用設備等	消火器	1　あり　2　なし				
	自動火災報知設備	1　あり　2　なし				
	火災通報設備	1　あり　2　なし				
	スプリンクラー	1　あり　2　なし				
	防火管理者	1　あり　2　なし				
	防災計画	1　あり　2　なし				

緊急通報装置等	居室 [1] あり 2 一部あり 3 なし	便所 [1] あり 2 一部あり 3 なし	浴室 [1] あり 2 一部あり 3 なし	その他（ ） 1 あり 2 一部あり 3 なし
その他				

4．サービスの内容

（全体の方針）

運営に関する方針	1．自立した生活が困難になったお客様に対して、心身の状態に合わせた個別の介護計画を作成し、家庭的な環境の下で食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練等必要なサービスを提供する。 2．可能な限り自立した生活が送れるように“自立支援”をサービスの基本とし、お客様の意志及び人格を尊重しお客様の立場に立った適切なサービス提供に努める。 3．ホーム完結型にならないように関係市町村や他の施設・団体・ボランティア・福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、地域を生活圏とした社会生活上の便宜を図る。
サービスの提供内容に関する特色	お客様に「喜び、うれしいサプライズ」を感じて頂き、「元気にハッピーに」なっていただくことを職員全員の喜び・使命とし、常にそれを追求します。既成概念にとらわれず、お客様の心地よさを可能なかぎり追求し、「あきらめないケア」を実践していきます。
入浴、排せつ又は食事の介護	[1] 自ら実施　2 委託　3 なし
食事の提供	1 自ら実施　[2] 委託　3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	[1] 自ら実施　2 委託　3 なし
健康管理の供与	[1] 自ら実施　2 委託　3 なし
安否確認又は状況把握サービス	[1] 自ら実施　2 委託　3 なし
生活相談サービス	[1] 自ら実施　2 委託　3 なし

（介護サービスの内容）　※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの提供体制の有無	入居継続支援加算	1 あり	[2] なし
	生活機能向上連携加算	1 あり	[2] なし
	個別機能訓練加算	1 あり	[2] なし
	夜間看護体制加算（Ⅰ）	1 あり	[2] なし
	夜間看護体制加算（Ⅱ）	[1] あり	2 なし
	若年性認知症入居者受入加算	1 あり	[2] なし

	協力医療機関連携加算（Ⅰ）		1　あり　[2]　なし
	協力医療機関連携加算（Ⅱ）		[1]　あり　2　なし
	口腔衛生管理体制加算		1　あり　[2]　なし
	口腔栄養スクリーニング加算		1　あり　[2]　なし
	退院・退所時連携加算		1　あり　[2]　なし
	看取り介護加算		1　あり　[2]　なし
	科学的介護推進体制加算		[1]　あり　2　なし
	認知症専門ケア加算	（Ⅰ）	1　あり　[2]　なし
		（Ⅱ）	1　あり　[2]　なし
	サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）イ	1　あり　[2]　なし
		（Ⅰ）ロ	1　あり　[2]　なし
		（Ⅱ）イ	[1]　あり　2　なし
		（Ⅱ）ロ	1　あり　[2]　なし
	介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）	1　あり　[2]　なし
		（Ⅱ）	[1]　あり　2　なし
		（Ⅲ）	1　あり　[2]　なし
		（Ⅳ）	1　あり　[2]　なし
		（Ⅴ）	1　あり　[2]　なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	[1]　あり	（介護・看護職員の配置率） 2.5：1	
	2　なし		

（医療連携の内容）

医療支援 ※複数選択可		[1]　救急車の手配 [2]　入退院の付き添い（※） [3]　通院介助（※） 4　その他（　　） ※．協力医療機関に対しては、原則看護職員が入院時の付き添い、通院介助を行います。協力医療機関以外の場合は、職員１名につき 30 分あたり 1,650 円(うち消費税等 150 円)の費用負担が発生します。	
協力医療機関	1	名称	二瓶内科クリニック
		住所	山形市宮町 1-5-25
		診療科目	内科・消化器内科・神経内科・小児科
		協力科目	
		協力内容	往診対応、外来、健康相談、医療相談
	2	名称	社会福祉法人恩賜財団済生会　山形済生病院
		住所	山形市沖町 79-1
		診療科目	外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、眼科、麻酔科、放射線科、呼吸器科、循環器科、糖尿病/内

			分泌科・消化器科、神経内科、内科、小児科、泌尿器科、心臓血管外科、皮膚科、形成外科、リハビリテーション科、リウマチ科、耳鼻咽喉科
		協力科目	
		協力内容	外来
協力歯科医療機関		名称	
		住所	
		協力内容	

（入居後に居室を住み替える場合）※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		1　一時介護室へ移る場合 2　介護居室へ移る場合 3　その他（　居室の移動　　）	
判断基準の内容		お客様の生活の維持及びホーム運営上、支障があり、特別な配慮が必要であると認められた場合、居室を変更する場合があります。	
手続きの内容		① 緊急やむを得ない場合を除いて変更前に一定の観察期間を設ける ② ホームの指定する医師の意見を聞く ③ お客様及びその身元引受人等の同意を得る	
追加的費用の有無		1　あり	2　なし
居室利用権の取扱い		利用権は継続します。	
前払金償却の調整の有無		1　あり	2　なし
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	1　あり	2　なし
	便所の変更	1　あり	2　なし
	洗面所の変更	1　あり	2　なし
	台所の変更	1　あり	2　なし
	その他の変更	1　あり	（変更内容）
		2　なし	

（入居に関する要件）

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1　あり　2　なし
	要支援の者	1　あり　2　なし
	要介護の者	1　あり　2　なし
留意事項	（1）お客様は、概ね 60 歳以上の方 （2）自立者、要支援 1・2 又は要介護 1 以上の方 （3）複数入居者による共同生活を営むことに支障がないこと （4）自傷又は他人へ危害を加える恐れがないこと （5）常時医療機関等において治療を必要としないこと （6）暴力団、暴力団関係者若しくはこれに準ずる者又は構成員（以下「反社会的勢力」とします）に該当しない方	

	（７）本契約に定める事項を承諾し、ニチイ学館の運営方針に賛同できること
契約解除の内容	入居契約書の規定に基づき、以下のとおり対応します。 １．本契約は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、契約終了するものとします。 （１）「中途解約」条項に定める解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合 （２）「契約解除」条項に定める契約解除の意思表示がなされた場合 （３）お客様がお亡くなりになられた場合 （４）「反社会的勢力の排除の確認」条項の各号の確約に反する事実が判明した場合、または本契約締結後にお客様または身元引受人が反社会的勢力に該当する者となった場合 ２．お客様は、ニチイ学館が次の事項に該当する場合には、前条の規定に関わらず、直ちに本契約を解除することができるものとします。 （１）ニチイ学館が、お客様、そのご家族または身元引受人に対し、不法行為を行った場合 （２）ニチイ学館が、「秘密の保持」条項に定める守秘義務違反をした場合 （３）ニチイ学館が、正当な理由無くサービスの提供を拒否した場合 （４）ニチイ学館が、破産、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算を申し立て、又は申し立てを受けた場合 （５）本契約締結後にニチイ学館またはその役員が反社会的勢力に該当する者となった場合 （６）前各号の他、お客様又は身元引受人及びニチイ学館との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断される場合
事業主体から解約を求める場合	解約条項　以下に記載のとおり ニチイ学館は、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が次の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。 （１）入居申込書及び入居に必要な書類に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した場合 （２）お客様による利用料金の支払いが、正当な理由なく２ヶ月以上遅延し、１ヶ月以上の期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われない場合 （３）お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が、故意にニチイ学館並びにホームの介護従業者及び他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、本契約を継続し難い事情が認

	められる場合 （４）お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が、法令及び本契約の条項に重大な違反を行い、改善の見込みがない場合 （５）伝染性疾患等により、他のお客様の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認めた場合 （６）お客様の行動が、ニチイ学館並びにホームの介護従業者及び他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法では、この行動を防止できないとニチイ学館が判断した場合 （７）お客様が入居中に医療行為が必要になり、関係法令に基づきホームの人員体制では対応が困難であると判断した場合、又は病気治療のため病院もしくは診療所等に入院し、明らかに３ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は３ヶ月を経過しても退院できないことが明らかな場合 （８）前号に掲げる場合の他、お客様が２ヶ月以上の長期に亘ってホームを離れることが明らかな場合 （９）前各号の他、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者及びニチイ学館との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断される場合
	解約予告期間：90 日
入居者からの解約予告期間	30 日
体験入居の内容	1　あり（内容　：7 泊 8 日 77,000 円（うち消費税等 7,700 円）） ※　満室時は非対応。但し、体験入居期間の増減については、一泊当たり 11,000 円（うち消費税等 1,000 円）をもって清算することとします。 2　なし
入居定員	50 人
その他	なし

５．職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載の必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数※1 ※2
	合計			
		常勤	非常勤	
管理者	1	1		1.0
生活相談員	2	2		1.0

直接処遇職員				
介護職員	22	10	12	15.7
看護職員	8	1	7	4.7
機能訓練指導員	8	2	6	0.2
計画作成担当者	1	1		1.0
栄養士				
調理員				
事務員	1	1		1.0
その他職員				
１週間のうち、常勤の従業員が勤務すべき時間数※2　　40 時間				

※１　常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の人数を常勤の従業員の人数に換算した人数をいう。

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	11	5	6
実務者研修の修了者	3		3
初任者研修の修了者	10	3	7
介護支援専門員	1	1	

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護士	8	1	7
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

（夜勤を行う看護・介護職員の人数）

夜勤帯の設定時間（１６時３０分～翌９時３０分）		
	平均人数	最少時人数（休憩者等を除く）
看護職員	人	人
介護職員	２人	２人

（特定施設入居者生活介護等の提供体制）

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合（一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能）	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a　1.5：1以上 b　2：1以上 [c]　2.5：1以上 d　3：1以上
	実際の配置比率 （記入日時点での利用者数：常勤換算職員数）	2.5：1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能）	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

（職員の状況）

管理者	他の職務との兼務	[1]　あり　　2　なし
	業務に係る資格等	[1]　あり 資格等の名称：介護福祉士 2　なし

		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度１年間の採用者数											
前年度１年間の退職者数				1	2						
業務に従事した経験年数ごとの職員の人数	1年未満		1		1				1		
	1年以上3年未満	1			2			1			
	3年以上5年未満				3						
	5 年以上10年未満		5	4	6	1			5		

	10年以上		1	5	3	1			1	1	
従業者の健康診断の実施状況						[1] あり　2 なし					

６．利用料金

（利用料金の支払い方法）

居住の権利形態 【表示事項】		[1] 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】		1 全額前払い方式	
		2 一部前払い・一部月払い方式	
		[3] 月払い方式	
		4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
年齢に応じた金額設定		1 あり　[2] なし	
要介護状態に応じた金額設定		1 あり　[2] なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		[1] 減額あり 2 日割り計算で減額 3 不在期間が　　日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	諸物価、公共料金等の変動に基づき、改定する事があります。	
	手続き	運営懇談会等において充分な説明を行います。	

（利用料金のプラン【代表的なプランを２例】）

			プラン１	プラン２
入居者の状況	要介護度		要介護２	要介護３
	年齢		年齢に応じた金額設定なし	
居室の状況	床面積		18.60 ㎡	18.60 ㎡
	便所		[1] 有　2 無	[1] 有　2 無
	浴室		1 有　[2] 無	1 有　[2] 無
	台所		1 有　[2] 無	1 有　[2] 無
入居時点で必要な費用	前払金		なし	なし
	保証金		300,000 円	300,000 円
月額費用の合計			215,570 円	217,670 円
	家賃		78,000 円	78,000 円
	サービス	特定施設入居者生活介護※1の費用	18,270 円	20,370 円

特定施設入居者生活介護　　（１か月30日の例）

	月額	自己負担額
要介護１	16,260円	542円/日
要介護２	18,270円	609円/日
要介護３	20,370円	679円/日
要介護４	22,320円	744円/日
要介護５	24,390円	813円/日

個別機能訓練加算（ 無 ・ 有 ）　　夜間看護体制加算（ 無・有 ）
協力医療機関連携加算（ 無 ・ 有 ）　　看取り介護加算　（ 無 ・ 有 ）
認知症専門ケア加算　　（ 無 ・（Ⅰ）・（Ⅱ））
サービス提供体制強化加算（ 無 ・（Ⅰ）・ (Ⅱイ) ・（Ⅲ））
介護職員等処遇改善加算　　（ 無 ・（Ⅰ）・ (Ⅱ) ・（Ⅲ）・（Ⅳ））
科学的介護推進体制加算　（ 無 ・ 有 ）

介護予防特定施設入居者生活介護　　（１か月30日の例）

	月額	自己負担額
要支援１	5,490円	183円/日
要支援２	9,390円	313円/日

個別機能訓練加算（ 無 ・ 有 ）　　協力医療機関連携加算（ 無 ・ 有 ）
認知症専門ケア加算　　（ 無 ・（Ⅰ）・（Ⅱ））
サービス提供体制強化加算（ 無 ・（Ⅰ）・ (Ⅱイ) ・（Ⅲ））
介護職員等処遇改善加算　　（ 無 ・（Ⅰ）・ (Ⅱ) ・（Ⅲ）・（Ⅳ））
科学的介護推進体制加算　（ 無 ・ 有 ）

介護保険外※2	食費	69,300 円（うち消費税等 6,300 円）	69,300 円（うち消費税等 6,300 円）
	管理費	50,000 円	50,000 円
	介護費用	円	円
	光熱水費	管理費に含みます	管理費に含みます
	その他	円	円

※１　介護予防の場合を含む。
※２　有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）

（利用料金の算定根拠）

費用	算定根拠
家賃	本物件周辺の賃貸住宅の価格を基に、当ホームの面積・定員・初期投資等を考慮して算定しています。
保証金	家賃の 3.8 ヶ月分

介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 [生活サポート費]（全プラン共通） 88,000 円（うち消費税等 8,000 円） 自立（介護保険給付対象外）のお客様のみにかかる費用です。入居後、介護保険の要介護又は要支援認定において「非該当」（自立）と認定されたお客様にもご負担いただきます。「介護サービス等の一覧表」に基づくサービスを提供するための人件費。
管理費	施設維持管理費、共用部修繕費、電気、ガス、水道、下水、 環境衛生費等
食費	[食費内訳] ・食　　材　費：28,050 円（うち消費税等 2,550 円） ・厨房管理費：41,250 円（うち消費税等 3,750 円） ※３日前までにお申し出いただければ、欠食時には一食あたり次のとおり返金いたします。 ・朝食　210 円（うち消費税等 19 円） ・昼食　348 円（うち消費税等 31 円） ・夕食　377 円（うち消費税等 34 円） ※厨房管理費は、食事部門人件費・管理費、設備・備品代に充当する為欠食があっても返金されません。 ※当ホームでは食事サービス費については全て軽減税率の対象外となります。
光熱水費	管理費に含まれます。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添２　介護サービス一覧表参照 運営に支障がある場合など対応できないこともあります。
その他のサービス利用料	

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費用	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	なし
※　介護予防の場合を含む。	

（前払金の受領）※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		
想定居住期間（償却年月数）		ヶ月
償却の開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		円
初期償却率		%
返還金の算定方法	入居後３月以内の契約終了	
	入居後３月を超えた契約終了	
前払金の保全先	１　連帯保証を行う銀行等の名称	
	２　信託契約を行う信託会社等の名称	
	３　保証保険を行う保険会社の名称	
	４　全国有料老人ホーム協会	
	５　その他（名称：　　）	

７．入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

（入居者の人数）

性別	男性	14 人
	女性	36 人
年齢別	65 歳未満	0 人
	65 歳以上 75 歳未満	2 人
	75 歳以上 85 歳未満	7 人
	85 歳以上	41 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援１	2 人
	要支援２	7 人
	要介護１	16 人
	要介護２	13 人
	要介護３	3 人
	要介護４	4 人
	要介護５	5 人
入居期間別	６ヶ月未満	8 人
	６ヶ月以上１年未満	4 人
	１年以上５年未満	26 人
	５年以上 10 年未満	8 人
	10 年以上 15 年未満	2 人

	15 年以上	2 人

（入居者の属性）

平均年齢	91 歳
入居者数の合計	50 人
入居率※	100％
※　入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

（前年度における退去者の状況）

退去先別の人数	自宅等	人
	社会福祉施設	2 人
	医療機関	7 人
	死亡者	3 人
	その他	人
生前解約の状況	施設側の申し出	人
		（解約事由の例）
	入居者側の申し出	人
		（解約事由の例）

８．苦情・事故等に関する体制

（利用者からの苦情に対応する窓口等の状況）※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		ニチイケアセンター山形桧町
電話番号		023－681－3761
対応している時間	平日	9：00～18：00
	土曜	9：00～18：00
	日曜・祝日	9：00～18：00
定休日		なし
窓口の名称		株式会社ニチイ学館 山形支店（ニチイ学館の苦情受付窓口）
電話番号		023－641－3363
対応している時間	平日	9：00～17：15
	土曜	なし
	日曜・祝日	なし
定休日		原則として、土曜日、日曜日、国民の祝祭日、年末年始
窓口の名称		ニチイコールセンター（ニチイ学館の苦情受付窓口）
電話番号		0120－605-025
対応している	平日	24 時間対応

時間	土曜	24 時間対応
	日曜・祝日	24 時間対応
定休日		なし
窓口の名称		山形市役所福祉推進部・指導監査課・介護保険課 ※山形市以外に住所がある方は、お住まいの市町村の苦情相談窓口までご連絡いただくこととする。
電話番号		023－641－1212
対応している時間	平日	8：30～17：15
	土曜	なし
	日曜・祝日	なし
定休日		土・日・祝日
窓口の名称		山形県国民健康保険団体連合会 （介護保険、介護サービス推進課）
電話番号		023－787－8006
対応している時間	平日	9：00～16：00（苦情・相談専用）
	土曜	なし
	日曜・祝日	なし
定休日		土・日・祝日

（サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応）

損害賠償責任保険の加入状況	1　あり	（その内容） あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　賠償責任保険
	2　なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1　あり	（その内容） 以下に記載のとおり
	2　なし	

（介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応）

１．ニチイ学館は、お客様に対するサービスの提供に伴って、ニチイ学館の責めに帰すべき事由によりお客様又はご家族の生命、身体、財産又は名誉に損害が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに相当因果関係の範囲内の損害を賠償するものとします。但し、お客様に過失のあるときは、ニチイ学館の賠償責任が免除され、又は賠償額が減額されるものとします。

２．ニチイ学館は、ニチイ学館の責めに帰すべからざる事由によりお客様に生じた損害については、損害賠償の責めを負わないものとします。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、ニチイ学館は当然に損害賠償の責めを免れるものとします。なお、以下はニチイ学館が損害賠償の責めを免れる事由を限定列挙したものではありません。

（１）お客様又は身元引受人が、契約締結時にその疾患及び身体等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因してお客様に損害が発生した場合

（２）お客様又は身元引受人が、サービス提供のために必要な事項に関する聴取及び確認に対

して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因してお客様に損害が発生した場合 （3）お客様の身体上の素因による急激な体調の変化その他ニチイ学館の提供したサービスを原因としない事由により損害が発生した場合 （4）お客様の金銭その他の財産が、ニチイ学館の責めに帰すべからざる事由により紛失した場合 （5）ニチイ学館が、必要なサービス提供のために、お客様又は身元引受人の所有物品を通常の使用方法により使用したにもかかわらず、当該物品が耐用年数の超過その他の理由により破損した場合 （6）介護保険要介護又は要支援認定を受けているお客様のうち医師等の専門家の診断により単独での食事や外出等が可能な状況にあるお客様が、ホームの従業者による支援又は付き添い等の申し出と説得をしたにもかかわらず自らの意思で単独で行動された場合（居室での食事を含む）において、お客様が単独で行動したことに起因してお客様に損害が発生した場合 （7）上記に準じる場合 3．お客様又は身元引受人は、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者の故意又は過失によりホームの居室又は共同の利益に供する場所の備品について通常の保守及び管理の程度を越える補修等が必要となったときは、その費用を負担するものとします。 4．お客様又は身元引受人は、前項に定めるものの他、お客様又は身元引受人、ご家族、その他ご関係者の責めに帰すべき事由によりニチイ学館又はホームの従業者もしくは他のお客様の生命、身体、財産又は信用に損害を及ぼしたときは、その損害賠償の責を追うものとします。	
事故対応及びその予防のための指針	1　あり　　2　なし

（利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等）

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1　あり	実施日	2024年4月1日
		結果の開示	1　あり　　2　なし
	2　なし		
第三者による評価の実施状況	1　あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1　あり　　2　なし
	2　なし		

9．入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1　入居希望者に公開 2　入居希望者に交付 3　公開していない
管理規程	1　入居希望者に公開 2　入居希望者に交付

	3　公開していない
事業収支計画書	[1]　入居希望者に公開 [2]　入居希望者に交付 3　公開していない
財務諸表の要旨	[1]　入居希望者に公開 [2]　入居希望者に交付 3　公開していない
財務諸表の原本	1　入居希望者に公開 2　入居希望者に交付 [3]　公開していない

１０．その他

運営懇談会	[1]　あり	（開催頻度）年　2　回
	2　なし	
	1　代替措置あり	（内容）
	2　代替措置なし	
提携ホームへの移行【表示事項】	1　あり（提携ホーム名：　　）	
	[2]　なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	[1]　あり　　2　なし 3　サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1　あり　　[2]　なし	
有料老人ホーム設置	1　あり　　[2]　なし	

運営指導指針「５．規模及び構造設備」に合致しない事項	
合致しない事項がある場合の内容	
「６．既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	[1] 適合している（代替措置） 2　適合している（将来の改善計画） 3　適合してない
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	
不適合事項がある場合の内容	

添付書類：別添１（別に実施する介護サービス一覧表）
別添２（個別選択による介護サービス一覧表）

※＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

説明年月日　西暦　　年　　月　　日

説明者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。